

混住化地域における入会集団の動態 —長野県の事例より—

○山下詠子（東京大院）

1. 研究の背景と課題

近年の農山村においては、地方都市部における混住化と、周辺部における過疎化の両方が進行している。混住化地域では入会林野が開発される機会が少なくなく、入会集団において新戸を権利者として認めるかどうかが課題となる。一方過疎化地域においては、広大な入会林野が存在することが少なくなく、管理の担い手の確保が課題となる。本研究では、戦後の入会集団をとりまく最も大きな変化として混住化現象に着目し、混住化に伴い権利者の範囲や権利の得喪においてどのような問題が出てきているかを明らかにし、またその対応と多様な林野の法的所有形態との関連性を検討する。

2. 方法および調査地の概況

調査は入会林野の数・面積が多く、多様な所有形態の存在が認められる長野県を対象とし、混住化が進行する地域であることと所有形態から、長野市・諏訪市・伊那市・山ノ内町を事例調査地とした。林野の所有名義として、代表者個人・記名共有、社寺有、大字等（表題部のみ登記）、財産区、認可地縁団体、生産森林組合、林野利用農業協同組合、株式会社、公益法人（社団法人・財団法人）となっている事例を選定した。調査は、集落等が管理を行っている入会林野等において、区長や林野管理組織の役員への聞き取りと資料収集により行った。

3. 結果

混住化地域においては、新戸に権利を与えずに旧慣を守る集団がある一方、積極的に新戸を取り入れようとする集団も見られた。所有形態別にみると、第1グループとして、協業組織である生産森林組合、林野利用農業協同組合、また株式会社の法形態をとる集団においては、出資を介して構成員が決定されることから、新戸へは権利を与えない（または新戸が権利を得ない）傾向が見られた。第2グループとして、財産区や認可地縁団体のように、区域内の全個人が構成員とされる法形態の場合、制度に則って新戸にも無条件に権利が発生する傾向が見られた。その他に、公益法人（財団法人・社団法人）、また多くは記名共有となっている入会集団においては、新戸に権利を与える場合と与えない場合の両方が確認された。このように、生産森林組合・林野利用農業協同組合や財産区・認可地縁団体などの構成原理が明確な法形態においては、制度上の規定によって構成原理が影響を受け、制度に実態がすり寄る事例が多いものの、制度にかかわらず旧慣を維持する事例も確認された。

4. まとめと考察

入会集団の構成原理である権利の得喪は、林野の持つ経済的価値や、これまでの林野の利用方法や管理の程度などが影響していると考えられる。今後は、森林管理の担い手という観点から入会集団のあり方を検討していくことが課題となる。

（連絡先：山下詠子 utaco@fr.a.u-tokyo.ac.jp）